

別表十二(十)

15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名		
新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日	1	平 . . .		期首関西国際空港用地整備準備金の金額	16
当期積立額	2			均等益金算入額の計算	17
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額	3		基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17
	(2)のうち剰余金の処分による積立額	4		均等益金算入額 (17)×—	18
積立限度額の計算	空港用地額の取得価額の計算 平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時に おける空港用地の帳簿価額	5		同上以外の場合による 益金算入額	19
	空港用地取得価額基準額 $(5) \times \frac{1}{10}$	6		計 (18) + (19)	20
限度額の計算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」又は(別表四の二「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」))	7		当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
	新関西空会社所得金額	8		期末関西国際空港用地整備準備金の金額	
限度額の計算	新関西空会社欠損金額	9			
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			
積立限度額の計算	所得基準額 (7) - (10)	11			
	空港用地額の整備債務の計算	12			
積立限度額の計算	空港用地整備債務基準額 $(12) - ((16) - (19))$ (マイナスの場合は0)	13			
	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14			
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15				
				貸借対照表の取崩不足額 $(20) - ((2) - ((23) - \text{前期の}(23)))$	25
				積立限度超過額 (2) - (14)	26
				当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27
				前期末における差額 (前期の(24))	28

15欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第57条の7第1項」
- ②区分番号に、「00421」
- ③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)を記載してください

別表十二(十) 平二十四・七・一以後終了事業年度又は連結事業年度分